

回 覧

佐渡産パワーアップ事業補助金

佐渡市において、園芸の振興により、所得の向上と地域産業の促進のため、補助金を交付します。

申込・問合せ先：佐渡市 農林水産部 農業政策課 生産振興係（63-5117）

【注意事項】

- ・ 交付決定前に実施した事業、経費は対象外となります。
- ・ 交付申請には、納税証明書、見積書等の添付が必要になります。
- ・ 汎用性の高い刈払機等、単独で活用可能な機械器具は補助対象外です。
- ・ 審査の結果、対象外とする経費や事業の採択を行わない場合があります。
- ・ 各事業において、他の補助事業の対象となる経費の重複受給は認めません。申請書に必ず他に活用する補助金名を記載し、相談してください。
- ・ 事業の完了は、現地確認の他、資材の購入伝票、出荷・販売伝票、領収証、状況写真、成果物等により確認します。必ず保管してください。
- ・ 園芸の振興のため、新潟県、農業協同組合等の関係機関と申請内容を共有する場合があります。
- ・ 各事業の活用は、全事業を通して1事業主体あたり年1回とします。
(園地規模拡大事業との併用を除く)

1 佐渡産生産向上事業

事業目的	高品質な佐渡産園芸作物の生産拡大とブランド力の底上げを図るため、資材費等の初度経費、果樹の新植改植に係る経費の一部を補助
事業主体	農業者、農業者等の組織する団体、農業公社、農地所有適格法人
事業内容	<p>1件当たり5a以上(ハウス栽培及び新規に販売を目的として栽培する者は1a以上)で10万円以上の事業を対象とし、50%以内で補助 (補助の上限20万円、防霜ファンの設置を伴う場合の補助上限は50万円)</p> <p>(1) 土壌消毒、堆肥、土壌改良に要する費用 (2) 果樹棚、雨よけハウス等の資材費 (3) 排水対策、伐根、旧資材の撤去等に要する作業委託経費 (4) 機械のレンタル料及びリース料 (5) 機械の輸送経費及び燃料費 (6) 果樹の新植改植に伴う苗木代 (7) 防霜ファン導入に要する費用</p>
注意事項	果樹の新植改植、防霜ファンの導入において「果樹経営支援対策事業」等の類似する他の補助金を活用した場合は、その補助金の額を除いた事業費の50%以内を補助します。



【裏面あり】

2 獣害・鳥害・虫害等による品質低下防止対策事業

事業目的	獣害等による被害を防止し、品質低下対策を講じるため、必要な経費の一部を補助
事業主体	農業者、農業者等の組織する団体、農業公社、農地所有適格法人
事業内容	1件当たり5a以上(ハウス栽培及び新規に販売を目的として栽培する者は1a以上)で10万円以上の事業を対象とし、50%以内で補助(補助の上限20万円) (1) 獣害等による品質低下の防止対策に係る資材等の経費 (2) 侵入防止資材、電柵、防蛾灯、防鳥ネット等の設置に係る委託経費

3 園芸におけるスマート農業導入支援事業

事業目的	スマート農業における技術を活用し、省力化・品質を向上することで規格品率を高め、ブランド力を底上げするために必要な経費の一部を補助
事業主体	農業者、農業者等の組織する団体、農業公社、農地所有適格法人
事業内容	1件当たり5a以上(ハウス栽培及び新規に販売を目的として栽培する者は1a以上)で10万円以上の事業を対象とし、50%以内で補助(補助の上限20万円) (1) 省力化や新しい技術に係る設備等の導入経費(自動かん水装置、ハウス自動開閉器、無線技術 等)



4 佐渡産出荷販売促進事業

事業目的	生産段階における適期指示による品質の向上と生産品目の出荷販売を促進するため必要な経費を補助
事業主体	農業者、農業者等の組織する団体、農業公社、農業協同組合
事業内容	事業費1件当たり10万円以上を対象とし、50%以内で補助(補助の上限20万円、農業者個人の申請は(3)に限る) (1) 作業指示、出荷、販売促進のための、チラシ、のぼり、PRパネル、看板、包装資材(年度内に販売する分に限る。)等に係る費用 (2) 包装等の改良に係るデザイン費等に係る委託料 (3) 試作、試験等のブランド化を促進するための委託料

5 園地規模拡大事業

事業目的	柿、ルレクチエ及びみかんの栽培面積の拡大を図り、生産量を確保するため、園地の規模拡大を支援します。
事業主体	農業者、農業者等の組織する団体、農地所有適格法人
事業内容	柿を40a、ルレクチエを8a、又はみかんを8a以上栽培している経営者が面積を拡大する場合、10aあたり40,000円を予算の範囲内で補助
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・新規に栽培する場合は、経営面積の要件は適用しません。・賃貸等の契約書を添付すること(2021年12月1日～2022年11月30日の間に契約を行ったもの)・規模拡大後概ね10年間は自らが所有し、適正に管理してください。